

連合会と中央会を結ぶ

FAX 旬報

令和4年7月13日 No690号

< 随時発行 >

全国小売酒販組合中央会

Tel 03-3714-0172

Fax 050-3730-1064

Mail chuokai@ajlma.jp

組合存続を揺るがす 研修制度崩壊の危機

— デジタル庁 組合法等の見直し案を公表 —

デジタル庁では、デジタル化の推進を目的とし約1万の法律・政令・省令の点検・見直しを行っています。先般デジタル庁より「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン（案）※1」が公表され、併せて公表された「継続検討リスト」並びにデジタル庁から国税庁への説明において、議員立法の趣旨に反する酒類業組合法の解釈変更ともいえる下記の見直し案が示されました。

※1 枚数が多い為メール配信の方のみ、抜粋を資料として添付しています。デジタル庁資料の全体は <https://onl.sc/4BwppGM> にてご確認ください。

【デジタル庁 見直し案(酒類業組合法関係)】

	該当する法律等	現行	デジ庁見直し案
①	酒類業組合法第86条の9第1項 (酒類販売管理者の選任)	酒類販売管理者は、販売場ごとに1名選任し、他の販売場と兼任することはできない。	他の販売場との兼任を可能とすることで、デジタル化を推進すべき。
②	酒類業組合法施行規則第11条の19 (酒類販売管理者情報の掲示)	販売場ごとに書面で「酒類販売管理者の標識」を掲げる。 (ホームページ、カタログ等による通信販売の場合は画面または紙面上に表示)	書面ではなく、ホームページ等に掲示させるべき。
③	酒類業組合法第28条第3項 他 (備置き書類等の書類の閲覧)	組合員名簿、総会及び理事会の議事録等を主たる事務所等に備え、組合員及び酒類業組合の債権者は何時でも理事に対し閲覧又は謄写を求めることができる。	書面ではなく、電子情報の閲覧を可能とすべき。

上記図表①、②については、酒類の特殊性を鑑み酒類の適正な販売管理の確保を図る観点から、平成28年5月に成立した議員立法（改正酒税法、改正酒類業組合法）の趣旨に反するものであり、国民の健康の推進、アルコールの取扱いについて政府がリーダーシップを図るべきとするWHOの世界戦略等、世界的潮流とも逆行するものです。

他の販売場との兼任を可能とする①のデジタル庁案が実行された場合、酒類販売管理研修受講者の大幅な減少となり、組合財政に大きな影響を与えることは避けられません。機材等物品の整備や、一人一人の講師が質の向上のため積極的に研鑽を積んできたこと等、各組合においてこれまで築き上げた法定研修である研修の安定的開催のための努力を反故にするものです。

また、省人化が図られ無人レジの導入のきっかけとなる等、酒類の販売方法に変化をもたらし、20歳未満の飲酒やアルコール健康障害の発生等につながることも懸念されます。

②の「酒類販売管理者の標識」については、現行、実際に酒類を購入する販売場に掲示されており、ホームページによる通信販売についても、標識の表示が義務付けられていること。ホームページの新設や整備等を要する改正が行われた場合、事業者（組合員）が新たに大きな負担を負うことになること。の2点により②を行わずとも消費者の利益を損なうことにはなりません。

中央会では速やかに国税庁と協議をし、上記理由により①、②については「見直し不要」とする共通の認識を確認しています。

また、議員立法による法改正の成り立ちから、自民党「街の酒屋さんを守る国会議員の会」田中会長はじめ、議連幹部へ要望を行いました。

政治連盟の対応については同時配信の「酒政連だより」をご参照ください。